

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
和歌山県東牟婁郡太地町

2 構造改革特別区域の名称
幼保教育特区

3 構造改革特別区域の範囲
和歌山県東牟婁郡太地町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は紀伊半島の南東で吉野熊野国立公園の中央に位置し、四百年の輝かしき伝統を誇るわが国古式捕鯨発祥の地で、雄大な熊野灘を望み典型的なリアス式海岸で、世界一の資料を誇るくじらの博物館が建立し観光の名所となっています。

面積5.96平方キロメートル、人口3,836人の町で高齢化率が32.1%と高く、また、就学前児童数は人口の3.8%と低く、少子化も進んでいます。町立の幼稚園と保育所が町道を挟んでそれぞれ1園(所)設置されており、それぞれの職員につきましては、全員が幼稚園教諭と保育士の両資格を所持し、定期的に人事交流を行っています。児童数は幼稚園61名、保育所31名(4歳以上9名)と少人数であります。

町内の就労状況は、漁業従事者が大半を占め漁獲量は県内第6位(2001年)ですが、漁業就業者の減少と高齢化の進行や後継者の不足等厳しい状況にあり、漁獲期の繁忙期(毎年10月~翌年4月)には、女性も働き手となり、その間児童は特に保育に欠ける状態にありますが、保護者の就労状況により保育所入退所を繰り返すのは、児童にとって好ましくないという理由から、保育所より幼稚園の入園を希望するという家庭もあります。

また、保護者の幼児教育への期待度は高く、特に4歳、5歳において強まる傾向にあります。

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化により、地域児童が減少している現在の状況(資料1参照)においては、幼稚園と保育所に分かれて在園することはそれぞれの集団規模が小さくなり、また、児童の交流を偏らせてしまうこととなります。

幼稚園と保育所は同一敷地内で町道をはさんで設置されている状況にあるため、

幼稚園及び保育所の4歳、5歳児に対し、幼稚園で幼児教育を合同で受けさせることで、地域児童の一体的教育が可能となり社会的涵養が図れ、保護者のニーズにも応えることができます。集団の中で協同、自主及び自律等の精神の芽生えを養うという目的を実現する様々な教育カリキュラムが実施されます。

また、合同保育を実施することで余裕ができた人員（保育士）については、保護者への相談指導の場や、未就園児の集う場として新たに幼稚園に設置された「地域子育て支援室」において幼稚園教諭と連携しながら、子育て支援事業を行っていきます。

当町としては、幼保合築施設を新たに建設するのではなく、町道をはさんで幼稚園と保育所が同一敷地内にあるメリットを最大限に生かしながら、知恵と工夫を持って、幼児教育及び保育環境の向上の方法を検討し、計画を策定しました。

面積、人口ともに小規模である当町の特性から、子育て支援の拠点を当地に集約することが可能であり、今後当地において、地域の実状に合った様々な子育て支援施策を展開していく予定です。

6 構造改革特別区域計画の目標

幼保教育特区の導入により、地域の保護者が期待している4歳及び5歳児に対する就学前教育を町内すべての4歳及び5歳の児童に受けさせることができるようにし、一方、家庭の養育（教育・保育）力向上に向けて、幼稚園と保育所の関係者が一体となり、両長所を生かした行政体制の整備を図ります。

今後は、小学校とも同一敷地にあることを生かしながら、年長児童との交流もさらに活発にし、幼稚園・保育所・小学校の連携を密にし、就学前と小学校の接続をスムーズにすることで、住民が安心して子どもを産み育てられる環境を実現します。

既存の幼稚園、保育所、小学校をそのまま生かした形で進めるこの計画は、新たな財政負担が発生しないため、当町と同様の小規模町村にとって大いに参考となることが予想され、今後全国へ波及しうると考えます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

近年、出生数が年間30名弱と減少している中（資料1参照）将来予想される数年来の幼保合同での入所人員は1クラス（年齢別）30名位と推測します。（平成16年度見込み - 4歳児22人、5歳児30人・平成17年度見込み - 4歳児26人、5歳児22人・平成18年度見込み - 4歳児26人、5歳児26人）

当町では、漁業に従事されている方の高齢化が進む中、繁忙期には女性の労力も必要としますが、保育所では少人数の為、子どもを入所させるのをためらう保護者もいます。

この計画の実施により、地域住民のニーズに合った就学前児童に対する教育・保

育体制を整備することができます。保育所児に対する幼児教育の導入、未就園児に対する幼稚園による支援体制等、地域児童やその保護者に対する支援施策としての教育施策を実施することによって、児童への社会的涵養が図られると同時に、すべての子育てをしている家庭をサポートできます。

また、地域住民もボランティアで絵本の読み聞かせなどの活動に参加すると、地域一体となった取り組みが進み、子育て支援を中心として地域の活性化が図られるようになります。

合同保育が実現すれば保護者の就労形態で区別されることなく安心して子どもを預け入れることができ、漁獲量を高めるため事業を拡大することも出来ます。地域の実状に合った乳幼児を育成する環境を整備し、安心して住民が労働できる社会づくりを行うことで地域の活性化が期待できます。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域子育て支援室開設

幼稚園と保育所が共同で運営する「地域子育て支援室」を幼稚園に設置し、0～3歳児の未就園児の家庭も含めた、地域の乳幼児とその保護者に対する支援を強化することで、住民が安心して子育てができるまちづくりを目指します。

具体的には、絵本の読み聞かせなどを行う「親子の集いの場」としての機能や保護者の悩みに応じる相談指導の機能、家庭の養育力が低下している保護者に対する支援機能などを受け持つセンター的な役割を担う事を計画しています。

一時保育実施

幼稚園児の保護者が急な用事が発生した場合、保育所で一時保育を実施し対応します。

幼・保・小児童の異年齢児童の交流

運動会や学習発表会等、合同で行事を行い、異年齢児童の交流を活発にすることで児童の社会性学習の機会を増やします。

子育て支援事業

- ・ ひよこ学級（1歳児～2歳児）・親子教室（2歳児～幼稚園・保育所へ入所（園）まで）

幼児とその親を対象に保育所で実施。親同士の情報交換、育児相談や子ど

もとのふれあいを通して育児について学びます。

- ・ パパ・ママ教室

妊婦さん夫婦を対象に、夫婦で妊娠・出産・育児について学びます。

別 紙

1 特定事業の名称

番 号 807

名 称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

太地町立太地幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 太 地 町

区 域 太地町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の必要性

保育所は、昭和55年度は76人、今年度は31人で、幼稚園は、昭和55年度は105人、今年度は61人とそれぞれ約半数に児童が減少しております。子どもにとって少数の集団よりも多数の集団の方が社会性を涵養するにはよりよい環境となるため、近接している幼稚園、保育所両施設が合同行事として運動会など一部で交流保育を行っているところです。平成12年度から保育所で4歳以上のクラスを開設したものの、保護者が幼児教育を重視する意識が強く、就労を制限してまで幼稚園を選択するケースもあります。

当町としては、保護者に負担を強いることなくニーズに応える方法を検討し続けてきましたが、地域児童を分け隔てなく幼児教育を受けさせる機会を与えることは必要との認識から、4歳、5歳クラスにおいて年齢別に地域児童すべてを合同で幼児教育を実施する方針を固めました。

具体的には、現在保育所で4歳児以上として4歳と5歳の合同クラスとしているものを2つに分け、幼稚園の編成クラスに合わせます。そして、午後3時まで幼稚園で幼稚園児と合同で幼児教育を受け、それ以後は保育所へ戻ります。

これにより、保育所児についても集団の中で協同、自主及び自律等の精神の芽生えを養うという目的を実現する幼稚園の教育カリキュラム（例えば演奏会、ドッジ

ボール等)を受けることができ、保育に欠ける児童であっても、保護者のニーズに合った体制を整えることができます。

一方、従来幼稚園児とその保護者を対象とした子育て支援事業がありました。その事業を保育所児や未就園児も含めた地域の0歳から就学前の児童全体を対象とした「地域子育て支援室」として開始します。

場所は幼稚園の1室を使用しますが、幼稚園教諭だけでなく、幼稚園教諭免許を持つ保育士も共同で運営をし、養護的観点からも相談指導ができるようにします。

幼稚園を核とした、これら幼児に対する教育・保育事業は、保護者に就園・未就園、または幼稚園児・保育所児という形式的区別により起こる弊害をなくし、保護者のニーズに応える充実した行政を目指し、地域の児童や保護者を関係者が協力して支援する体制をつくることを目的としています。

なお、保育所においては0歳～3歳までの保育において午睡時間の為の部屋を確保することにより、4歳、5歳児の合同保育のスペースをつくることは困難であり、また、活動(体力づくり)をするには園庭が狭い状況にあります。したがって合同保育をするにあたっては、園舎、園庭の広い幼稚園で実施することになります。

当該規制の特例措置により、4歳児、5歳児の児童に集団生活を体験させることにより、相互啓発が行われ、心身の発達の助長と社会性の涵養が図られます。